

## 板柳町予定価格事前公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、予定価格の入札執行前の公表（以下「予定価格の事前公表」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 予定価格の事前公表は、町が発注する建設工事の請負契約並びに建設関連業務委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）について行う。

2 前項の規定にかかわらず、予定価格の事前公表が適当でないと認められる場合には、予定価格の入札執行後の公表とすることができるものとする。

(公表の方法)

第3条 予定価格の事前公表は、町が発注する建設工事の請負契約並びに建設関連業務委託契約に係る特記仕様書に記載し縦覧により公表するものとする。

(入札回数)

第4条 予定価格の事前公表の対象となった入札執行の回数は、原則として1回を限度とする。

(内訳書の提出)

第5条 予定価格の事前公表の対象となった競争入札に参加しようとする者は、当該入札に関し入札価格決定の根拠となった積算金額の内訳書（以下「内訳書」という。）を提出しなければならない。

(内訳書の取扱い)

第6条 内訳書を提出しない場合、又は内訳書が次の各号のいずれかに該当する場合は、入札者心得書第5条第6号の入札条件に違反した入札に該当し、入札を無効とする。

- 一 競争入札案件名及び入札業者名に誤りがある場合（ただし、軽微な誤記を除く。）
- 二 縦覧設計書等設計図書の内容の項目（工種、数量等）に基づいていない場合
- 三 数量又は金額が記載されていない場合
- 四 合計金額（消費税及び地方消費税を除く。）が入札金額と一致していない場合（「値引き」等の処理（調整）による一致は認めない）
- 五 計算が整合していない場合
- 六 その他内訳書の内容が著しく不相当と認められる場合

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、予定価格の事前公表について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。